

「健康しが」活動創出支援事業にかかる質問回答（補助対象経費）

No.	カテゴリ	質問内容	回答	備考
1	補助対象経費	事業の利用者から利用料をいただいてもよいか。	問題ありません。見込まれる収入を「積算詳細」の収入欄にご記入ください。	
2	補助対象経費	参加者から「参加費」を徴収し、補助事業では不足する経費に充当することは可能か。	可能です。見込まれる収入を「積算詳細」の収入欄に記入し、支出には参加費の充当箇所が分かるようにしてください。	
3	補助対象経費	パート従業員がいますが、この事業を実施するために本来の就業時間以外に勤務する必要があり、その事業にかかった分の賃金は補助経費として申請できるでしょうか？	募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」にあるとおり、賃金については助成対象事業の実施のために臨時に雇用する場合に限り認められますので、この場合は対象外です。	
4	補助対象経費	対象となる賃金と対象外となる人件費の違いはなんですか。	募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」にあり、かつ、「助成対象事業の実施のために臨時に雇用する」方に対する賃金のみです。常勤職員に対する人件費は対象外です。	
5	補助対象経費	すでに雇用している職員に対する賃金は対象になるか。	募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」にあり、かつ、「助成対象事業の実施のために臨時に雇用する」方に対する賃金のみです。すでに雇用している職員に対する人件費は対象外です。	
6	補助対象経費	連携先団体のスタッフにこの事業に関わる部分のお仕事をしてもらう時の人件費は助成の対象になりますか？	賃金として認められるのは、募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」にありますとおり、「交付対象事業の実施のために臨時に雇用する場合」のみです。雇用とは、自団体の従業員として人を雇うことを指します。自団体で新たに雇用するのではなく、他団体（連携団体を含む）の従業員に作業をお願いすることは、委託にあたります。そのため、他団体に業務を依頼するのにかかる経費は、委託料として計上してください。	
7	補助対象経費	任意団体のメンバーであるインストラクターの人件費は対象になるか。	もともと団体に所属する者の人件費は対象外です。賃金として認められるのは、募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」にありますとおり、「交付対象事業の実施のために臨時に雇用する場合」のみです。	
8	補助対象経費	賃金および交通費の単価は決められているのか。	賃金および交通費の単価は決めていません。助成金の趣旨に即した内容・金額であるか、検討してください。	
9	補助対象経費	専門的な資格を持つ方に対する謝金を積算する際、滋賀県の定める単価を用いる必要があるか。	その必要はありません。	
10	補助対象経費	ワークショップの講師に協力団体の方をお願いした場合、講師料を支払っても問題ないでしょうか。	補助事業にかかる取組であれば対象になります。	
11	補助対象経費	事業を進めるにあたり連携先の団体に助言・指導・また一部委託をします。助言・指導は謝礼金、委託を委託費と分けて申請したらいいですか？	基本的にはお見込みのとおりですが、助言・指導を含めた委託の場合は、委託費になります。	
12	補助対象経費	謝金について、支払える内容や範囲に決まりがあるか。	外部講師等への謝金について、基準は決めていないが、社会通念上、謝金額が多すぎたり、支出対象が適当でないと審査で判断された経費は認定できないことがあります。	
13	補助対象経費	現在、ボランティアの協力者を集めて体験活動を実施している。補助事業として採択された場合、既存のボランティアにも謝金を出すことは可能か。当該ボランティアはNPOで雇用している方ではなく、常勤スタッフでもない。	外部の方であれば謝金を支出することは可能です。	
14	補助対象経費	アーティストを呼ぶときの経費は対象となるか	「諸謝金」として補助対象経費に計上してください。ただし、社会通念上常識的な範囲内で積算してください。	
15	補助対象経費	賃金にはインストラクター（講師）の費用も含まれるか	外部からの講師にかかる経費については「諸謝金」で計上してください。	
16	補助対象経費	大学で事業を実施する際に対象者が大学まで来る交通費を経費で申請することは可能でしょうか？	募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」をご確認いただき、事業にかかる分と判断できるものは対象となります。	
17	補助対象経費	常勤職員に対する人件費は計上できないとのことでしたが、常勤職員の交通費や宿泊費などは計上可能でしょうか？	補助事業にかかる経費であれば対象になります。	

No.	カテゴリ	質問内容	回答	備考
18	補助対象経費	旅費交通費について、自団体のスタッフの旅費・宿泊費は対象としてよいか。	新たな取組に必要な旅費・交通費は対象となります。団体として恒常的な旅費・交通費は対象外です。	
19	補助対象経費	各地でイベントを開催予定だが荷物が多いため車を使用したい。交通費をどのように算定すればよいか	団体所有車両の場合、助成対象の取組に要するガソリン代を消耗品費に計上可能です。レンタカーを借りる場合は、使用料・賃借料に計上してください。ただし、補助対象事業とそうでないものは区別してください。	
20	補助対象経費	外部講師の昼食代は対象経費か。	食糧費は、会議等で提供のお茶代等に限っており、飲食にかかる経費は対象外。外部講師を午前から午後まで依頼した場合は、社会通念上妥当と考えられる範囲で対象となります。	
21	補助対象経費	事業の中で試作品を作る場合はどの経費で計上すればよいか。	材料費（消耗品費）で計上いただきたい。	
22	補助対象経費	子ども食堂など食事を提供する場を実施する場合、使用する食糧費は補助対象経費に含めてよいか。	食糧費ではなく、消耗品費（材料費）として補助対象経費に積算してください。	
23	補助対象経費	居場所づくりを行う場合、参加者が交流する際の飲み物やお菓子の購入費用は補助対象になるか。	消耗品費に含めて構いません。ただし、社会通念上常識的な範囲内で積算してください。	
24	補助対象経費	事業でスタッフが活動したときに、加入できる傷害保険は含まれますか？	当補助事業のための保険は対象になります。	
25	補助対象経費	事業で使った電話代、通信費、などは本来の事業と区別することが難しいと思いますが、どのように予算に計上したらよろしいでしょうか？	募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」の「（2）補助対象経費として認められないもの」にあるとおり、補助金交付決定日より前に行った契約に係る経費は対象外です。そのため、補助対象事業の開始前から契約していた回線に係る経費は対象外です。	
26	補助対象経費	不特定多数の方々に移動を伴う催しの参加を求める場合、旅行業の枠組みの中で実施する必要があるが、旅行業免許を有する企業・公的団体との協働は可能か。この場合の手数料は補助対象となるか。	可能です。この場合において手数料が経費として発生する場合は、「委託費」として計上することが想定されます。	
27	補助対象経費	申請主体はNPOを考えているが、3大学と連携して取組を進めていくことを想定。この場合、大学への委託費として経費を計上することは可能か。	取組を進めるうえで、大学への委託が必要であれば交付決定額の2分の1以内で委託費を計上することは可能です。委託先においても、募集要項や交付要綱に定める費目の範囲で執行してください。	
28	補助対象経費	工事費（設備の改修費等）は対象となるか	外部に委託して実施する場合は、委託費としてすることが適当と考えます。ただし、委託費は備品購入費と合わせて交付決定額の2分の1以下としてください。	
29	補助対象経費	ホームページの制作を外注する場合の費目は	「委託費」として補助対象経費に計上してください。ただし、委託費は備品購入費と合わせて交付決定額の2分の1以下としてください。	
30	補助対象経費	外部委託先から講師を派遣してもらう場合の経費は委託費に含まれるという認識でよいか	お見込みのとおりです。	
31	補助対象経費	補助事業の実施に当たり、既に事業で使用している器材を活用しようとしていますが、その器材がリース契約をしている場合は、補助事業実施期間中のリース料の支払は補助対象経費として申請は可能でしょうか？	募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」の「（2）補助対象経費として認められないもの」にあるとおり、補助金交付決定日より前に行った契約に係る経費は対象外です。	
32	補助対象経費	会場費も交付対象経費に含まれるか。また、複数回実施する場合に、2回目以降の会場費も交付対象経費に含まれるか。	取組に必要な会場費も対象経費とできる。新たな取組のためにレンタルする場合には、継続的な会場費も対象に含まれる。	
33	補助対象経費	当社には、本来の業務に使えるパソコンが1台しかないため、この事業に使用できる専用のパソコンまたはタブレットを購入したいと思いますが、事業経費として予算に計上できるでしょうか？	募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」にあるとおり、消耗品費と備品購入費のいずれも電子機器・電気機器の購入は認められませんので、対象外です。	
34	補助対象経費	備品について、当該事業のみで使うものであれば補助対象となるか。	ご理解のとおりです。ただし、購入にあたっては、借り上げが不可であることを確認した上で、かつ事前に事務局から承認を得たものに限ります。	

No.	カテゴリ	質問内容	回答	備考
35	補助対象経費	備品について金額でいくらからとか制限がありますか。	備品にあたるか判断する下限の金額は設けておりません。備品にあたるかは各団体でご判断ください。ただし、備品購入費は委託料と合わせて、交付決定額の2分の1以下で、事業実施のために直接必要なもののみ、経費として計上できます。なお、補助対象に選定された後の補助金交付申請時に、消耗品費か備品購入費か費目の修正をさせていただく場合があります。	
36	補助対象経費	備品と消耗品の区別はどのように考えるのか。10万円以上の物品は備品、10万円未満の物品は消耗品となるか。	一律に金額で判断するのではなく、社会通念上、備品と考えられるかどうかで判断します。	
37	補助対象経費	結果通知のあった日が交付決定日として、事業期間の開始となりますか？それ以前にかかった経費は対象事業に対するものでも計上は不可ですか？	交付決定日以降に開始した事業が対象です。また、通知前に実施した分にかかる経費は補助対象外です。	
38	補助対象経費	本事業のために使用する建屋を建築予定です。この場合の費目を教えてください。（本事業でしか使わない建屋です）	ご自身で材料を購入して、手作りされる場合は、材料費にかかる消耗品費、業者に委託して建設される場合は、委託費にあたります。	
39	補助対象経費	自団体への助成が対象か、他団体事業への参加に要する経費も対象とできるか。	自団体の自主的な取り組みが対象です。委託や外部講師への謝金は対象とできます。すでに雇用されている自団体所属員への謝金や人件費は対象外です。	
40	補助対象経費	場所を作る場合、不動産取得に要する経費も助成対象となるか。	不動産購入経費は、助成額を上回ると思われるので現実的には難しい。	
41	補助対象経費	たとえば取組が好評で提案時の材料費が不足する場合、予算全体額の範囲内で費目の変更をしてもよいか。	交付決定した予算の範囲内で事業の中で費目を流用することは可能です。ただし、審査会で認められた費目にのみ流用してください。	
42	補助対象経費	応募事業について採択された場合でも、事業計画における一部の経費について補助対象経費として認められない場合があるか（規定上、補助対象経費として認められているものでも、減額や削減が求められる場合があるか）	補助金の額は、本補助事業の予算の範囲内で決定されるため、補助対象経費として認められているものでも、減額される可能性があります。（募集要項 I-5 (3) 参照） （要望額全額が補助金交付決定額とならない場合があります。）	
43	補助対象経費	応募した計画よりも減額して採択いただいた場合、減額後の予算で事業規模を縮小して実施することになるか。	応募段階の予算額より減額で交付決定がされた場合も、計画と同規模の事業を実施していただく必要があります。その場合は、自主財源をご準備いただくか、予算をかけない方法で工夫して実施していただけます。	
44	補助対象経費	見込んでいた経費（応募申込書別紙の積算詳細）よりも実際の支出が増加した場合には、補助金対象の経費として一切認められないのか	補助金の交付決定額が実際の交付額の上限となるため、実際の支出額が見込んでいた経費を上回った場合、上回った分について補助金を支出することはできません。 【例】 当初見込み経費（＝補助金交付決定額）150万円 実際支出額 200万円 ⇒ 150万円が交付（支払）の上限となります。	